

## 法学はどんな学問なのか？

— 賄賂罪の比較を例に —

一橋大学法学部・法律学科・教授 王雲海

### はじめに

法学とは

実定法・規範法・解釈法

基礎法・理論学・法政策

刑事法とは

比較刑事法とは

### I、賄賂罪とは何か

公務員はその職務行為に関連しての利益（賄賂）を授受する行為

### II、賄賂罪の構成要件

#### 1、賄賂の中味とは

- ① 価値のあるいかなるものも賄賂で、偽株も偽札も賄賂である米国
- ② 人間の欲望を満たすことができれば、すべて賄賂であって、性的接待が勿論賄賂である日本
- ③ 一定額までの財物だけが賄賂であって、性的接待は賄賂でない中国

#### 2、賄賂罪の主体は誰か

- ① 民間人も賄賂罪の主体になれる米国
- ② バイト職員も賄賂罪を犯せる日本
- ③ 配偶者も子供も愛人も賄賂罪の単独犯でありうる中国

#### 3、公務員との利益授受はどんな場合でも賄賂罪なのか

- ① 「職務のためまたはそのゆえ」であれば、あるいは、「賄賂との引き換えに職務行為に影響を及ぼす意図があれば」、賄賂罪となる米国

- ②「職務に関し」であれば、賄賂罪となる日本
- ③「職務上の便利を利用して」いれば、賄賂罪となる中国

#### 4、政治献金や社交儀礼はどんなときに賄賂罪になるのか

- ①政治資金が賄賂罪より優先されて、政治家に甘い米国
- ②賄賂罪が政治資金より優先されて、政治家に厳しい日本
- ③政治家に甘かったり厳しかったりする中国

### Ⅲ、賄賂罪の罪名

- 1、贈賄罪と収賄罪とは一切区分しない米国
- 2、贈賄罪と収賄罪は厳密に区分する日本
- 3、贈賄罪と収賄罪とは区別するのみならず、賄賂紹介罪もある中国

### Ⅳ、賄賂罪の法定刑

- 1、贈賄罪も収賄罪も同じ刑罰で、贈賄罪のほうがより重く処罰される米国
- 2、贈賄と収賄とは違う法定刑で、収賄罪のほうがより重く処罰される日本
- 3、贈賄と収賄とは峻別されて、収賄だけに厳罰で、死刑が適用される中国

### Ⅴ、なぜ同じ賄賂なのに国々によりその法規定が違うのか

「保護法益」という視点

- 1、「法律社会」の米国→「市場の自由競争」から賄賂を「経済犯罪」の一種
- 2、「文化社会」の日本→「公務員の人格模範性」から賄賂を「文化犯罪」の一種
- 3、「権力社会」→「一党支配の正統性」から賄賂を「政治犯罪」の一種

### おわりに

法学の面白さ

法学部生の将来